

## 福岡市政だより広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市政だよりへの広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 福岡市政だよりへ掲載する広告（以下「広告」という。）は、この要綱に定めるもののほか、福岡市広告事業実施要綱及び福岡市広告事業実施要領（以下「広告事業実施要綱等」という。）によるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告スペースは市長室広報戦略室広報課長（以下「広報課長」という）が別に定めるものとする。

2 広告の文字サイズは原則として7ポイント以上とする。

3 掲載する広告については、広告内に枠囲いで「広告」の表記を入れるものとする。表記の場所については、広報課長が別に定めるものとする。

4 広告には、幅1ポイント以下の黒、または広告の基調となっている色で囲み罫を付けるものとする。分割した広告の場合は、それぞれの広告を罫で囲むか、広告全体を罫で囲むこととする。

(指定代理店の指定)

第4条 広報課長は、広告の募集業務を行う代理店（以下「指定代理店」という）を指定するものとする。

2 指定代理店の指定を受けようとする広告代理店は、福岡市政だより広告取扱指定代理店承認申請書（様式第1号）に掲げる書類を添付して、広報課長に申請しなければならない。ただし、福岡市競争入札参加有資格者については、第1号から第6号までに掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 登記事項証明書(登記情報提供サービスの利用も可)

(2) 消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書

(3) 業務経歴書

(4) 財務諸表

(5) 委任状

(6) 前各号に掲げるもののほか、広報課長が必要と認める書類

3 指定代理店の指定を受けようとする広告代理店は、福岡市税に係る徴収金を滞納していないこと。

4 指定代理店の指定を受けることができる者は、福岡市に本店、支店又は営業所を有するものとする。

5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者は、第2項の申請をすることができない。

6 広報課長は、第2項の申請を受けた場合には、次に掲げる事項を勘案のうえ、その指定の可否を決定するものとする。

(1) 広告の募集業務を行うに十分な資力及び信用

(2) 広告募集業務の経験及び実績

(3) 前2号に掲げるもののほか、広報課長が定める事項

7 指定代理店は、福岡市政だより広告取扱指定代理店承認申請書（様式第1号）に記載した事項に変更が生じたときは、変更届出書（様式第2号）により速やかに広報課長に届け出なければならない。

8 広報課長は、市競争入札参加資格登録更新年度に準じ、指定代理店の募集を行うものとする。ただし、広報課長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

9 指定代理店の指定期間は市競争入札参加資格登録の期間に準ずるものとする。ただし、広報課長が募集の際に定めた指定期間の途中から指定を受けた者の指定期間は、指定を受けた日から広報課長が募集の際に定めた指定期間の終期までとする。

10 指定代理店としての指定期間に広告出稿がなかった代理店については、指定期間終了後1年間は指定代理店の指定を行わない。ただし、広報課長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(指定代理店の指定取消し)

第5条 広報課長は、指定代理店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定代理店の指定取り消しを行うことができる。

- (1) 指定代理店から取消しを希望する旨の申し出があった場合
- (2) 市の名誉若しくは信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定代理店として不適当と広報課長が認めた場合

2 前項の規定により指定代理店の指定を取り消された者については、取消し後1年間は指定代理店の指定を行わないことができる。

(広告掲載の申込み及び契約)

第6条 広告スペースについては、広報課長が決定した順に掲載号及び広告主等について事前に市が承認した上で指定代理店に売り渡す。ただし、広告内容等が広告事業実施要綱等に違反する場合は、この限りでない。

2 申込み及び契約については、広報課長が指定した様式を用いて行うものとする。

(広告原稿の作成)

第7条 指定代理店は、広告原稿作成に当たっては広告内容を市へ確認し、完全原稿を広報課長が指定した期日までに市へ提出しなければならない。

(広告料金の納付)

第8条 指定代理店は、広告料金を、広報課長が指定した期日までに納付しなければならない。

2 新規に指定代理店に指定された後（一旦指定が取り消され指定された場合を含む。）、初回の広告を申し込む場合、契約締結時又は広報課長が指定した期日までに広告料金を納付しなければならない。

(契約の解除)

第9条 広報課長は、広告の掲載に関する契約の相手方（以下「相手方」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 広告内容が不適正と判断した場合
- (2) 第7条に定める期日までに完全原稿を提出しない場合
- (3) 正当な理由なく広報課長の指示に従わなかった場合
- (4) 相手方から自らの責に帰すべき理由により、契約解除の申し出があった場合
- (5) 相手方が市の名誉若しくは信用を失墜し、業務を妨害し又は事務を停滞させるような行為があった場合
- (6) 広告内容等が「福岡市政だより広告仮審査申込書」に記載の内容と異なる場合

2 前項の規定により契約を解除された相手方は、契約金額の10分の1に相当する額（別表第1（A欄）に規定する日以降に解除された場合には、契約金額の10分の2に相当する額、別表第1（B欄）に規定する日以降に解除された場合には契約金額）を違約金として、広報課長が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、違約金の支払いの必要がないと広報課長が認めた場合は、この限りでない。

(延滞金)

第10条 広告料金及び違約金を広報課長が指定する期日までに支払わない場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和39年福岡市条例第26号）第4条の規定に基づき、延滞金を支払わなければならない。

(所管)

第 11 条 この要綱は、市長室広報戦略室広報課が所管する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい事項については、必要に応じて広報課長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 19 日から施行する。

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 2 日から施行する。

(平成 21 年度指定代理店の募集に係る指定期間の特例)

2 本要綱第 4 条第 8 項の規定にかかわらず、平成 21 年度の指定代理店の募集については、指定期間の終期を平成 23 年 3 月 31 日とする。

この要綱は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要綱は平成 26 年 12 月 11 日から施行する。

4 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

6 この要綱は令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

7 この要綱は令和 3 年 11 月 17 日から施行する。

8 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

9 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

広告掲載号	(A欄) ※土日祝の場合はその前の営業日	(B欄)
4月15号（令和4年度）	3月15日	3月27日
5月1号（令和5年度）	4月1日	4月10日
5月15号	4月15日	4月24日
6月1号	5月1日	5月15日
6月15号	5月15日	5月29日
7月1号	6月1日	6月12日
7月15号	6月15日	6月26日
8月1号	7月1日	7月10日
8月15号	7月15日	7月25日
9月1号	8月1日	8月14日
9月15号	8月15日	8月28日
10月1号	9月1日	9月11日
10月15号	9月15日	9月26日
11月1号	10月1日	10月11日
11月15号	10月15日	10月25日
12月1号	11月1日	11月9日
12月15号	11月15日	11月24日
1月1号	12月1日	12月8日
2月1号	1月1日	1月11日
2月15号	1月15日	1月25日
3月1号	2月1日	2月8日
3月15号	2月15日	2月26日
4月1号	3月1日	3月11日
4月15号	3月15日	3月26日

※（B欄）については「市政だより校了日の3営業日前」となるため、該当年度のスケジュールが確定しだい通知および市ホームページに掲載。

(様式第1号)

## 福岡市政だより広告取扱指定代理店承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市広報戦略室広報課長

福岡市政だより広告取扱指定代理店の承認を申請します。  
承認をいただきましたら、「福岡市政だより広告掲載要綱」、「福岡市広告事業実施要綱及び要領」を遵守し、広告募集業務を行います。

申請区分	新規 ・ 継続
福岡市競争入札参加資格の有無	有 ・ 無 (業者番号： )
商号又は名称	
所在地	〒
代表者職名・氏名(ふりがな)	
担当者部署・氏名(ふりがな)	
TEL・FAX	TEL : FAX :
Eメール	

添付書類（福岡市競争入札参加有資格者については不要）

- 登記事項証明書（登記情報提供サービスの利用も可）
- 消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書
- 業務経歴書
- 財務諸表
- 委任状 ・本店が福岡市外にあり、市政だより広告掲載にかかる取引を代理人（支店長・営業所長など）に行わせる場合は提出してください。

(様式第2号)

## 変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市広報戦略室広報課長

「福岡市政だより広告取扱指定代理店」届出内容に下記のとおり変更がありましたので届出します。

商号又は名称  
所在地  
代表者役職名・氏名  
担当者

変更年月日		
変更内容		
	新	旧

添付書類・・・登記事項証明書／委任状

※福岡市競争入札参加有資格者については不要

※本店が福岡市外にある場合で、代理人のみの変更の場合は添付書類不要